

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月20日
【会社名】	株式会社三越伊勢丹ホールディングス
【英訳名】	Isetan Mitsukoshi Holdings Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 CEO 細谷 敏幸
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役常務 経営戦略領域管掌CFO 牧野 欣功
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿五丁目16番10号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表執行役社長CEO 細谷敏幸及び最高財務責任者執行役常務経営戦略領域管掌CFO 牧野欣功は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することが出来ない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性並びに発生可能性を考慮して決定しており、会社並びに連結子会社20社及び持分法適用会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社17社及び持分法適用会社6社については、金額的及び質的重要性並びに発生可能性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

当社グループは、百貨店事業を中心として事業活動を営んでおり、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲として、重要な事業拠点の選定に際しては、グループにおける事業規模を測る指標として売上高（連結会社間取引消去後）が適切と判断し、当該指標を採用しています。具体的には、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算するとともに、グループにおける百貨店事業以外の質的要素も勘案し、前連結会計年度の連結売上高の合算額のおおむね3分の2に達している4事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点における当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目として、一般的な小売業という百貨店事業のビジネスモデルを勘案し、売上高、売掛金、商品、仕入高及び買掛金に係る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスとして、のれんの評価、税効果会計、固定資産の減損、引当金に関連した業務プロセスなど、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスを評価対象に追加しております。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。